十　第五章第二十三規則を次のように改める。

1　適用

1.1　水先人を使用することがある航海に従事する船舶は、水先人用移乗設備を備える。

1.2　二千十二年七月一日以後に船舶に備える水先人用移乗設備は、この規則の規定に適合するものとし、また、国際海事機関が採択した基準に妥当な考慮を払う。

1.3　二千十二年七月一日前に船舶に備えた水先人用移乗設備は、別段の定めがある場合を除くほか、同日前に効力を有していた条約第五章第十七規則又は第二十三規則の規定に少なくとも適合するものとし、また、同日前に国際海事機関が採択した基準に妥当な考慮を払う。

1.4　二千十二年七月一日前に船舶に備えた水先人用移乗設備と交換する水先人用移乗設備であつて二千十二年七月一日以後に設置されるものは、合理的かつ実行可能な限りこの規則の規定に適合するものとする。

1.5　千九百九十四年一月一日前に建造された船舶については、二千十二年七月一日以後の最初の検査までに5の規定を適用する。

1.6　6の規定は、全ての船舶に適用する。

2　総則

2.1　全ての水先人用移乗設備は、水先人が安全に乗船し、及び下船することができるものとする。器具は、清潔な状態に整備し、並びに適切に維持し、及び収納し、また、その安全な使用が確保されるように定期的に点検する。当該設備は、人員の乗降にのみ使用する。

2.2　水先人用移乗設備の取付け及び水先人の乗船は、責任のある職員が監督する。当該職員は、船橋との通信手段を持つものとし、船橋との間の安全な通路により水先人を案内するための措置をとらなければならない。機械装置の取付け及び操作に従事する職員は、採用される安全な手続の教育を受け、また、設備は、使用前に試験をする。

2.3　水先人用はしごは、この規則の規定又は国際海事機関が認める国際的な基準に適合していることが製造者により証明される。はしごは、第一章第六規則から第八規則までの規定に従つて点検される。

2.4　水先人の移乗に使用される全ての水先人用はしごは、検査、点検及び記録の保管を目的としてそれぞれの器具の識別を可能にするため、札その他恒久的な標示によつて明確に識別される。識別されたはしごが使用に供された日及び修理を終えた日についての記録は、船舶に備える。

2.5　この規則において舷側はしごというときは、水先人用移乗設備の一部として使用される傾斜はしごを含む。

3　移乗設備

3.1　設備は、水先人が船舶の両舷で安全に乗降することができるように備える。

3.2　海面から船舶への出入りのための位置までの距離が九メートルを超える全ての船舶において、舷側はしごによる水先人の乗降又はこれと同等に安全なかつ利用しやすい他の手段であつて水先人用はしごを共に用いるものによる水先人の乗降を意図するときは、そのような設備を船舶の両舷に備える。ただし、いずれかの舷における使用のために設備を移動することができる場合は、この限りでない。

3.3　船舶への安全なかつ利用しやすい出入りは、次のいずれかの設備による。

.1　水面から一・五メートル以上九メートル以下の高さを登ることを必要とする水先人用はしごであつて、次のように取り付けたもの。

.1.1　船舶のいずれの排水口からも離れていること。

.1.2　両舷の外板が平行であり、かつ、実行可能な限り船舶の中央における船舶の長さの二分の一の範囲内となる位置に取り付けること。

.1.3　各踏段は、船側に確実に接すること。防舷帯等の船舶構造上の特徴によつてこの規定の実施が妨げられる場合には、人が安全に乗降し得ることを確保するため、主管庁の認める特別の措置をとる。

.1.4　船舶への出入りのための位置から水面に到達することができる単一の水先人用はしごとし、船舶のあらゆる載貨状態、縦傾斜のあらゆる状態及び反対方向への十五度の横傾斜に妥当な考慮を払う。結び目、シャックル及び締め索の強さは、少なくともサイド・ロープと同じ強さとすること。

.2　水面から船舶への出入りのための位置までの距離が九メートルを超える場合には、舷側はしごを水先人用はしごと共に用い（すなわち、組み合わせた設備）、又はこれと同等に安全なかつ利用しやすい他の手段と共に用いる。舷側はしごは、船尾に向かつて設置する。使用に当たつては、両舷の外板が平行であり、実行可能な限り船舶の中央における船舶の長さの二分の一の範囲内で、かつ、いずれの排水口からも離れている位置で舷側はしごの下端及び下部プラットフォームが船側に確実に固定されることを確保するため、舷側はしごの下部プラットフォームを船側に固定するための措置をとる。

.2.1　水先人の出入りのために組み合わせた設備を用いるときは、水先人用はしご及びマン・ロープを舷側はしごの下部プラットフォームの上方一・五メートルの位置で船側に固定するための措置をとる。下部プラットフォーム（すなわち、乗船プラットフォーム）にトラップドアを有する舷側はしごを使用する組み合わせた設備を用いる際には、水先人用はしご及びマン・ロープは、トラップドアを通してプラットフォームの上から手すりの高さまで取り付ける。

4　船舶の甲板の使用

水先人用はしご、舷側はしごその他の設備の頂部と船舶の甲板との間の人の乗降のため、安全な、利用しやすいかつ妨げられることのない出入りを確保するための手段を備える。このような出入りが、

4.1　手すり又はブルワークに設ける出入口による場合には、適当なハンドホールドを取り付ける。

4.2　ブルワークはしごによる場合には、二のハンドホールドであつてその底部又はその付近及びこれより上方の位置で船舶の構造物に堅固に固定したものを取り付ける。ブルワークはしごは、倒れないように船舶に確実に取り付ける。

5　船側戸

水先人の移乗に用いる船側戸は、外側に開かないものとする。

6　水先人用昇降機

水先人用昇降機は使用してはならない。

7　関連設備

7.1　人が移乗する場合には、次の関連設備を直ちに使用し得るように備えておく。

.1　水先人が必要とする場合には、直径二十八ミリメートル以上三十二ミリメートル以下の二のマン・ロープであつて船舶に適切に取り付けたもの。マン・ロープは、その末端を甲板に備えられたリング・プレートに固定し、水先人が下船する時又は、乗船する時に水先人からの要請に応じて、使用することができるようにしておく（マン・ロープは、甲板のリング・プレートに固定され、甲板に出入りする位置において、支柱又はブルワークの高さまで届くものとする。）。